

# 第1章 浦添市福祉事務所の 沿革及び管轄区域

# 1. 市の概況

## 1. 位置および面積

本市は、沖縄本島の南側に位置し、東シナ海に面する西海岸沿いにおいて、東に西原町、南に那覇市、北東に宜野湾市が隣接している。市域(飛地を含む)は、東西 8.4 km、南北 4.6 km で北を頂点として南西と南東に広がった扇状の形をしている。総面積は、令和5年10月1日の国土地理院の令和5年全国都道府県市区町村面積調によれば 19.44k m<sup>2</sup>となっている。

## 2. 沿革

浦添は12世紀から15世紀初頭に舜天・英祖・察度王の3代にわたり王都として栄えた。その後王都は首里に移り、浦添は一間切となった。1897年、間切行政は間切番所から間切役場に改められ、1908年には近代的な村制が施行されるようになった。

戦後のスタートは1946年4月村役場が再開し、1950年に米軍第2兵站部隊が移駐したことによって浦添は基地の街として変貌した。また、県都那覇市に隣接していることから、そのベッドタウンとして急激に人口が増加していった。

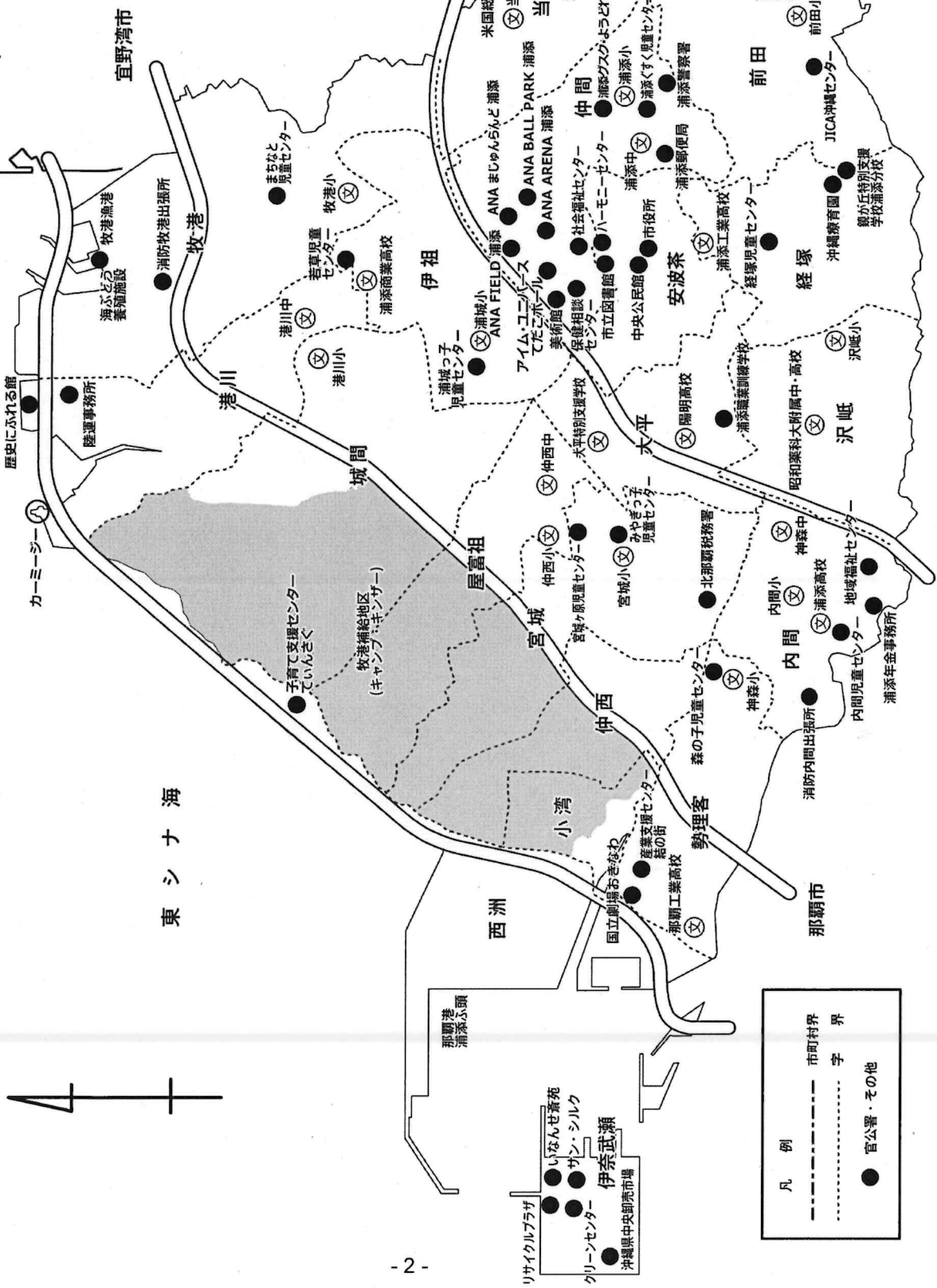
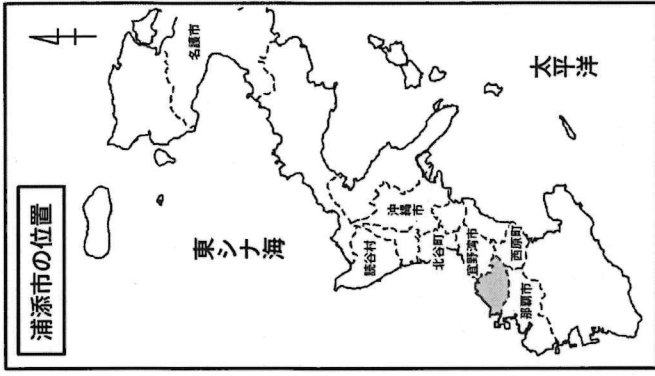
1970年(昭和45年)7月1日浦添は村から市に昇格し市制施行を実現し、その後は商工業都市・住宅都市としてめざましい成長を遂げた。昭和51年に「てだこの都市・浦添」を将来像とした第一次浦添市基本構想を策定し本格的なまちづくりが開始されて以降、現在の第五次浦添市総合計画 前期基本計画(令和3年3月策定)において、『太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市』を目標に掲げ、人と歴史を活かす未来創造都市、世界にはばたく多文化交流都市、やさしさあふれる健康福祉都市、安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市、ひと・まち・未来が輝く市民協働都市を目指している。

## 3. 福祉政策

平成6年3月に第二次浦添総合計画まちづくりの基本理念に基づき、地域福祉を実現するため「てだこ・ふくしプラン 21」策定し福祉施策を展開し、その後、平成16年3月に策定した地域福祉の推進のための基本方針となる「てだこ・結プラン-第二次浦添市地域福祉計画-」においては、中学校区を単位とする福祉・保健・医療・教育等と連携したコミュニティソーシャルワークを手法とした総合的な相談体制の構築を図ってきた。平成21年3月に策定した「てだこ・結プラン-第三次浦添市地域福祉計画-」では、地域福祉を効果的に推進するための各種事業をより具体的に位置づけ、市内5つの中学校区に浦添市地域保健福祉センターを設置し、よりきめ細やかな地域福祉の推進に取り組んでいる。平成31年3月には、行政の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体的に策定した「てだこ・ゆいぐるプラン」を策定し、自助、互助、共助、公助の役割を定め、より実効性の高い地域福祉の向上を図っている。

また、令和6年3月、「てだこ・ゆいぐるプラン」(第6次地域福祉計画・第7次地域福祉活動計画)を策定するにあたって、地域福祉と関連のある再犯防止の取組みをさらに推進するため、国及び県の支援動向を踏まえた「第1次浦添市再犯防止推進計画」を包含し策定した。

# 浦添市管内図



凡例

- 市町村界
- 字
- 官公署・その他

### 3. 人 口

#### 人口の推移

古い記録にみる本市の人口は、明治16年に、8,574人とあるが、その後除々に増加し大正2年には12,088人となっている。やがて昭和に入ると人口の伸びは低調となり、昭和15年まで11,000人台の人口で推移している。しかし、昭和25年の第二兵站部隊の移駐(具志川市天願より)を契機に大幅な人口の流入が生じ、昭和30年には18,832人で対前回増加率58.12%という急激な伸びを記録した。その後基地の影響もうすれ、増加率は昭和35年30.16%、40年25.74%と鈍化の傾向が続いたが、この頃を境に45年35.52%、50年41.95%、と再び高い増加に転じて人口急増の傾向を顕著なものとしたが、その後社会増の低下により55年18.54%、60年16.12%と再び鈍化傾向を示した。

令和2年10月1日現在の人口は115,690人で前回(平成27年)と比べ1,458人の増加となっている。しかし、対前回増加率1.28%で、平成27年と同様に人口増加の傾向が緩やかになっている。

人口の推移

各年共10月1日現在

年次	世帯数	人 口			一世帯 当たり人員	対前回 人口増加率(%)
		総数	男	女		
昭和10年	2,402	11,369	5,480	5,889	4.7	0.93
15年	2,323	11,084	5,315	5,769	4.8	2.51
20年	...	...	...	...	...	...
25年	...	11,910	5,862	6,048	...	7.45
30年	4,329	18,832	9,146	9,686	4.4	58.12
35年	6,134	24,512	11,789	12,723	4.0	30.16
40年	7,266	30,821	14,891	15,930	4.2	25.74
45年	10,085	41,768	20,362	21,406	4.1	35.52
50年	15,063	59,289	29,382	29,907	3.9	41.95
55年	19,112	70,282	34,773	35,509	3.7	18.54
60年	23,579	81,611	40,547	41,064	3.5	16.12
平成2年	27,749	89,994	44,316	45,678	3.2	10.27
7年	31,445	96,002	47,360	48,642	3.1	6.68
12年	35,884	102,734	50,440	52,294	2.9	7.01
17年	38,314	106,049	52,128	53,921	2.8	3.23
22年	40,927	110,351	53,948	56,403	2.7	4.06
27年	44,041	114,232	55,471	58,761	2.6	3.52
令和2年	47,331	115,690	55,977	59,713	2.4	1.28

(注1) 昭和25年の人口増加率は、昭和15年をもとにした。

資料：国勢調査

#### 4. 住民登録人口の推移

各年12月31日現在

年次	世帯数	人 口			一世帯 当たり人員	対前年 人口増減数
		総 数	男	女		
昭和61年	25,498	85,136	42,449	42,687	3.3	2,818
62	26,418	87,171	43,467	43,704	3.3	2,035
63	26,951	88,273	43,972	44,301	3.3	1,102
平成元年	27,489	88,980	44,187	44,793	3.2	707
2	28,257	90,484	44,843	45,641	3.2	1,504
3	29,048	91,896	45,641	46,255	3.2	1,412
4	29,986	93,679	46,462	47,217	3.1	1,783
5	30,714	94,706	46,972	47,734	3.1	1,027
6	31,394	95,798	47,533	48,265	3.1	1,092
7	32,209	97,217	48,183	49,034	3.0	1,419
8	33,143	98,536	48,895	49,641	3.0	1,319
9	34,128	99,961	49,611	50,350	3.0	1,425
10	35,023	101,350	50,153	51,197	2.9	1,389
11	36,169	103,078	50,966	52,112	2.8	1,728
12	36,982	104,308	51,475	52,833	2.8	1,230
13	37,588	104,770	51,747	53,023	2.8	462
14	38,092	105,485	52,077	53,408	2.8	715
15	38,670	106,221	52,453	53,768	2.7	736
16	39,322	106,810	52,750	54,060	2.7	589
17	40,156	107,757	53,166	54,591	2.7	947
18	40,932	108,631	53,484	55,147	2.7	874
19	41,778	109,417	53,757	55,660	2.6	786
20	42,504	110,106	53,971	56,135	2.6	689
21	43,263	110,989	54,426	56,563	2.6	883
22	43,849	111,595	54,612	56,983	2.5	606
23	44,675	112,277	54,927	57,350	2.5	682
24	45,783	113,745	55,780	57,965	2.5	1,468
25	46,416	114,217	55,949	58,268	2.5	472
26	46,953	114,245	55,850	58,395	2.4	28
27	47,575	114,165	55,729	58,436	2.4	△ 80
28	48,216	114,337	55,787	58,550	2.4	172
29	48,916	114,372	55,782	58,590	2.3	35
30	49,610	114,531	55,824	58,707	2.3	159
令和元年	50,965	115,340	56,222	59,118	2.3	809
2	51,494	115,548	56,249	59,299	2.2	208
3	52,156	115,744	56,290	59,454	2.2	196
4	52,950	115,702	56,164	59,538	2.2	△ 42
5	53,659	115,545	56,048	59,497	2.2	△ 157
6	55,983	115,486	55,983	59,503	2.1	△ 59
7	55,138	115,545	56,050	59,495	2.1	59

資料：企画課

## 5. 年齢(各歳)別、男女別人口

年齢(各歳)別、男女別人口

令和7年12月31日現在(単位:人、%、歳)

年 齢	総 数	男	女	年 齢	総 数	男	女
総 数	115,545	56,050	59,495				
世 帯 数	53,659						
0	947	480	467	30	1,303	632	671
1	1,001	504	497	31	1,288	630	658
2	994	515	479	32	1,341	645	696
3	1,118	584	534	33	1,281	648	633
4	1,155	611	544	34	1,330	648	682
0～4歳	5,215	2,694	2,521	30～34歳	6,543	3,203	3,340
5	1,198	608	590	35	1,346	657	689
6	1,132	589	543	36	1,347	672	675
7	1,159	608	551	37	1,391	674	717
8	1,234	623	611	38	1,349	681	668
9	1,250	611	639	39	1,480	748	732
5～9歳	5,973	3,039	2,934	35～39歳	6,913	3,432	3,481
10	1,278	625	653	40	1,528	734	794
11	1,265	660	605	41	1,531	750	781
12	1,294	672	622	42	1,497	739	758
13	1,397	695	702	43	1,434	722	712
14	1,394	702	692	44	1,445	691	754
10～14歳	6,628	3,354	3,274	40～44歳	7,435	3,636	3,799
15	1,344	680	664	45	1,490	718	772
16	1,381	721	660	46	1,546	775	771
17	1,370	689	681	47	1,612	801	811
18	1,381	720	661	48	1,551	752	799
19	1,336	682	654	49	1,681	831	850
15～19歳	6,812	3,492	3,320	45～49歳	7,880	3,877	4,003
20	1,241	631	610	50	1,764	879	885
21	1,313	674	639	51	1,890	933	957
22	1,308	654	654	52	1,871	882	989
23	1,283	685	598	53	1,769	906	863
24	1,289	632	657	54	1,707	833	874
20～24歳	6,434	3,276	3,158	50～54歳	9,001	4,433	4,568
25	1,275	643	632	55	1,615	760	855
26	1,261	650	611	56	1,592	805	787
27	1,323	662	661	57	1,691	814	877
28	1,331	659	672	58	1,676	819	857
29	1,375	716	659	59	1,267	616	651
25～29歳	6,565	3,330	3,235	55～59歳	7,841	3,814	4,027

※外国人を含めた集計です。

資料:企画課

令和7年12月31日現在(単位:人、%、歳)

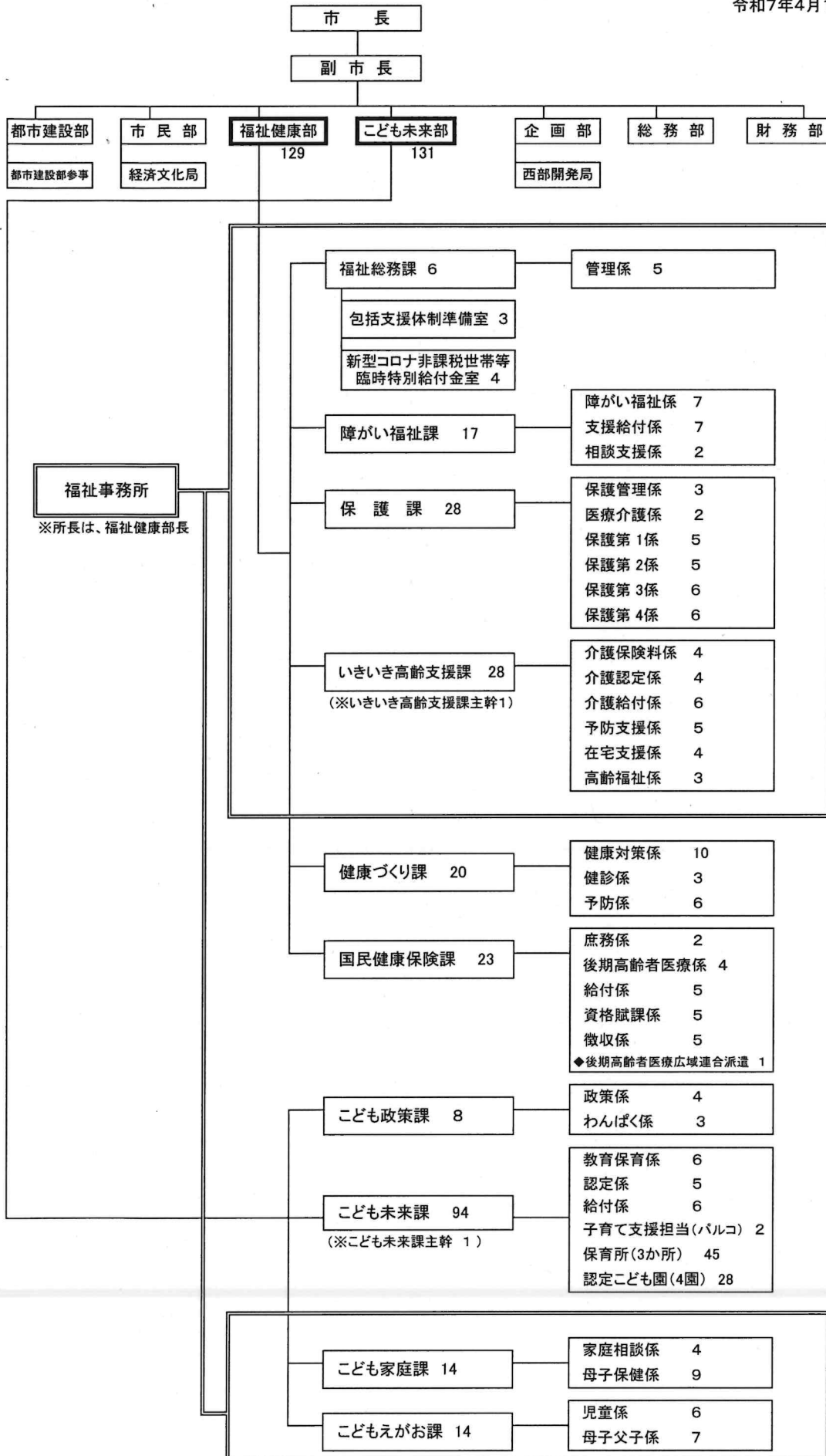
年 齢	総 数	男	女	年 齢	総 数	男	女
60	1,391	656	735	90	379	127	252
61	1,391	678	713	91	328	98	230
62	1,410	643	767	92	274	90	184
63	1,322	632	690	93	205	51	154
64	1,385	681	704	94	155	42	113
60～64歳	6,899	3,290	3,609	90～94歳	1,341	408	933
65	1,317	652	665	95	129	37	92
66	1,265	611	654	96	101	21	80
67	1,292	640	652	97	84	21	63
68	1,155	563	592	98	57	8	49
69	1,179	556	623	99	29	1	28
65～69歳	6,208	3,022	3,186	95～99歳	400	88	312
70	1,202	568	634	100	20	0	20
71	1,263	576	687	101	16	1	15
72	1,257	579	678	102	13	3	10
73	1,277	583	694	103	6	1	5
74	1,306	561	745	104	6	0	6
70～74歳	6,305	2,867	3,438	100～104歳	61	5	56
75	1,278	604	674	105歳以上	7	0	7
76	1,155	530	625				
77	1,143	536	607				
78	1,100	508	592				
79	532	243	289				
75～79歳	5,208	2,421	2,787				
80	449	184	265				
81	661	281	380				
82	711	296	415				
83	655	274	381	65歳以上	25,406	11,180	14,226
84	718	286	432	65歳以上の割合	21.9%	19.9%	23.9%
80～84歳	3,194	1,321	1,873				
85	640	255	385				
86	611	253	358				
87	516	223	293				
88	472	169	303				
89	443	148	295				
85～89歳	2,682	1,048	1,634	平均年齢	43.19	41.84	44.46

※外国人を含めた集計です。

資料:企画課

## 6. 福祉健康部及び子ども未来部の機構

令和7年4月1日現在



## 7. 福祉健康部及び子ども未来部の事務分掌

(福祉健康部)

令和7年4月1日現在

課・室	事務の概要
福祉総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域福祉計画、災害時避難行動要支援者避難支援計画等の策定及び推進に関すること。</li> <li>2 福祉事務所の文書収発等に関すること。</li> <li>3 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和 27 年法律第 127 号)及び恩給法(大正 12 年法律第 48 号)に関すること。</li> <li>4 戦没者追悼式に関すること。</li> <li>5 原爆被爆者見舞金の支給に関すること。</li> <li>6 地域保健福祉センターに関すること。</li> <li>7 更生保護に関すること。</li> <li>8 浦添市社会福祉協議会に関すること。</li> <li>9 民生委員・児童委員に関すること。</li> <li>10 社会福祉法人の認可等及び指導監査に関すること。</li> <li>11 地域福祉基金に関すること。</li> <li>12 災害弔慰金及び見舞金等に関すること。</li> <li>13 日本赤十字社に関すること。</li> <li>14 生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)に基づく事業に関すること(同法第7条第2項第2号を除く。)</li> <li>15 部の庶務に関すること。</li> </ol>
新型コロナ非課税世帯等臨時特別給付金室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業に関すること。</li> <li>2 家計急変世帯に対する臨時特別給付金事業に関すること。</li> </ol>
包括支援体制準備室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活困窮者自立支援制度に関すること。</li> <li>2 重層的支援体制整備事業に関すること。</li> </ol>
障がい福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 身体障害者(児)福祉に関すること。</li> <li>2 知的障害者(児)福祉に関すること。</li> <li>3 精神障害者(児)福祉に関すること。</li> <li>4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123 号)に基づく業務に関すること。</li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業に関する事。</li> <li>6 障害者虐待防止に関する事。</li> <li>7 サン・アビリティーズうらそえの管理運営に関する事。</li> <li>8 障がい者の成年後見制度利用支援に関する事。</li> <li>9 障がい福祉関連複合施設の管理運営に関する事。</li> <li>10 障害者優先調達方針に関する事。</li> </ul>
保護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 生活保護に関する事。</li> <li>2 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。</li> <li>3 中国残留邦人等に対する支援給付に関する事。</li> <li>4 福祉相談に関する事。</li> <li>5 生活困窮者自立支援法第7条第2項第2号に規定する事業に関する事。</li> </ul>
いきいき高齢支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険事業計画の策定に関する事。</li> <li>2 介護保険特別会計の予算及び決算に関する事。</li> <li>3 介護保険事業の企画運営に関する事。</li> <li>4 介護保険第1号被保険者保険料の賦課収納に関する事。</li> <li>5 介護保険の資格管理に関する事。</li> <li>6 介護保険の給付に関する事。</li> <li>7 任意事業(介護給付費等適正化事業及び住宅改修支援事業)に関する事。</li> <li>8 介護保険の認定に関する事。</li> <li>9 介護保険利用者の軽減措置に関する事。</li> <li>10 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。</li> <li>11 包括的支援事業に関する事。</li> <li>12 家族介護支援事業に関する事。</li> <li>13 高齢者地域包括支援連絡協議会の運営に関する事。</li> <li>14 救急医療情報キット配布事業に関する事。</li> <li>15 高齢者在宅福祉に関する事。</li> <li>16 高齢者施設福祉に関する事。</li> <li>17 敬老の日事業に関する事。</li> <li>18 老人福祉センターの管理運営に関する事。</li> <li>19 地域福祉センターの管理運営に関する事。</li> <li>20 かりゆしセンターの管理運営に関する事。</li> <li>21 高齢者の成年後見制度利用支援に関する事。</li> </ul>

健康づくり課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康増進事業に関すること。</li> <li>2 精神保健事業に関すること。</li> <li>3 予防接種事業に関すること。</li> <li>4 感染症予防に関すること。</li> <li>5 特定健康診査事業に関すること。</li> <li>6 特定保健指導事業に関すること。</li> <li>7 国民健康保険の保健事業に関すること。</li> <li>8 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関すること。</li> <li>9 健康増進計画の策定及び推進に関すること。</li> <li>10 食育推進計画の策定及び推進に関すること。</li> <li>11 特定健康診査等実施計画の策定及び推進に関すること。</li> <li>12 保健相談センターの維持管理に関すること。</li> </ol>
国民健康保険課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険事業の企画運営に関すること。</li> <li>2 国民健康保険運営協議会に関すること。</li> <li>3 国民健康保険特別会計の予算及び決算に関すること。</li> <li>4 国民健康保険の診療報酬及び保険給付に関すること。</li> <li>5 国民健康保険の保健事業に関すること。</li> <li>6 国民健康保険税の賦課徴収に関すること。</li> <li>7 国民健康保険税の滞納処分及び不納欠損処分に関すること。</li> <li>8 介護保険料の第2号被保険者の賦課徴収に関すること。</li> <li>9 介護保険第2号被保険者に関すること。</li> <li>10 後期高齢者医療特別会計の予算及び決算に関すること。</li> <li>11 後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。</li> <li>12 後期高齢者医療保険料の滞納処分及び不納欠損処分に関すること。</li> <li>13 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づく後期高齢者医療に関すること。</li> </ol>

(こども未来部)

こども政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次世代育成支援行動計画の策定及び推進に関すること。</li> <li>2 てだこ・こども若者計画の策定及び推進に関すること。</li> <li>3 特定教育・保育施設の整備に関すること。</li> <li>4 保育人材確保事業に関すること。</li> </ol>
--------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 特定教育・保育施設の認可(認定)事務に関する事。</li> <li>6 家庭的保育事業等の設置認可に関する事。</li> <li>7 乳児等通園支援事業の設置認可に関する事。</li> <li>8 特定教育・保育施設及び家庭的保育事業等の指導監査に関する事。</li> <li>9 児童館の管理運営に関する事。</li> <li>10 放課後児童健全育成事業に関する事。</li> <li>11 放課後児童健全育成事業の指導監査に関する事。</li> <li>12 障害児放課後児童健全育成事業に関する事。</li> <li>13 部の庶務に関する事。</li> </ul>
こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市立保育所及び市立認定こども園の管理運営に関する事。</li> <li>2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者との連絡調整に関する事。</li> <li>3 教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用等に関する事。</li> <li>4 地域子ども・子育て支援事業の統括に関する事。</li> <li>5 児童遊園に関する事。</li> <li>6 発達支援事業に関する事。</li> <li>7 認可外保育施設に関する事。</li> <li>8 延長保育事業に関する事。</li> <li>9 利用者支援事業に関する事。</li> <li>10 地域子育て支援拠点事業に関する事。</li> <li>11 一時預かり事業に関する事。</li> <li>12 ファミリーサポートセンター事業に関する事。</li> <li>13 病児・病後児保育事業に関する事。</li> <li>14 保育料の設定及び階層区分の決定並びに調定及び収納に関する事。</li> <li>15 教育・保育施設の教育課程及び教育内容についての指導助言に関する事。</li> <li>16 幼児教育・保育無償化事業に関する事。</li> <li>17 保育園・幼稚園・認定こども園・小学校の連携に関する事。</li> <li>18 教育・保育施設、特定地域型保育事業所及び認可外保育施設の研修に関する事。</li> </ul>
こども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 家庭児童相談に関する事。</li> <li>2 女性福祉相談に関する事。</li> <li>3 要保護児童対策地域協議会に関する事。</li> <li>4 養育支援訪問事業に関する事。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 子育て世帯訪問支援事業に関する事。</li> <li>6 母子保健事業に関する事。</li> <li>7 母子保健計画の策定及び推進に関する事。</li> <li>8 こども家庭センターに関する事。</li> <li>9 子どもの貧困緊急対策事業に関する事。</li> <li>10 妊婦等包括相談支援事業に関する事。</li> <li>11 妊婦のための支援給付交付金事業に関する事。</li> </ul>
こどもえがお課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ひとり親家庭等への生活支援に関する事。</li> <li>2 ひとり親家庭への就業支援に関する事。</li> <li>3 養育費確保支援に関する事。</li> <li>4 ひとり親家庭等への経済的支援に関する事。</li> <li>5 母子及び父子家庭等医療費助成に関する事。</li> <li>6 児童扶養手当に関する事。</li> <li>7 特別児童扶養手当に関する事。</li> <li>8 児童手当に関する事。</li> <li>9 こども医療費助成事業に関する事。</li> <li>10 母子生活支援施設の管理運営に関する事。</li> <li>11 助産制度に関する事。</li> </ul>

資料:浦添市事務分掌規則(昭和 56 年 5 月 29 日規則第 6 号) 別表(第 4 条関係)

## 8. 令和6年度浦添市一般会計歳入歳出決算書

歳入 (単位:円、%)

科 目	収入済額	構成比
1 市税	16,462,829,253	25.98%
2 地方譲与税	191,655,783	0.30%
3 利子割、配当割及び株式等譲渡所得割交付金	131,895,000	0.21%
4 法人事業税交付金	296,452,000	0.47%
5 地方消費税交付金	3,099,065,000	4.89%
6 環境性能割交付金	21,374,000	0.03%
7 国有提供施設等所在市町村助成交付金	477,113,000	0.75%
8 地方交付税及び地方特例交付金	7,190,684,000	11.35%
9 交通安全対策特別交付金	10,295,000	0.02%
10 分担金及び負担金	206,361,225	0.33%
11 使用料及び手数料	617,600,489	0.97%
12 国庫支出金	17,823,327,756	28.12%
13 県支出金	6,463,339,273	10.20%
14 財産収入	481,752,473	0.76%
15 寄附金	732,655,792	1.16%
16 繰入金	5,892,193,422	9.30%
17 繰越金	1,147,748,960	1.81%
18 諸収入	587,049,255	0.93%
19 市債	1,537,010,000	2.42%
歳入合計	63,370,401,681	100.00%

歳出 (単位:円、%)

科 目	支出済額	構成比
1 議会費	329,792,962	0.54%
2 総務費	10,413,532,931	16.96%
3 民生費	32,405,490,121	52.79%
4 衛生費	3,413,953,136	5.56%
5 労働費	29,257,929	0.05%
6 農林水産業費	754,596,604	1.23%
7 商工費	426,059,867	0.69%
8 土木費	3,201,591,429	5.21%
9 消防費	1,164,111,667	1.90%
10 教育費	6,395,775,740	10.42%
11 災害復旧費	0	0.00%
12 公債費	2,854,431,827	4.65%
13 諸支出金	0	0.00%
14 予備費	0	0.00%
歳出合計	61,388,594,213	100.00%

資料: 令和6年度浦添市一般会計・特別会計歳入歳出決算書